

認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所  
サービスの利用を必要とする場合における事務処理要領

1. 目的

平成13年1月1日より指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）が一部改正され、短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合には、利用者の心身状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされたところである。

短期入所サービスについては、利用者が居宅で自立した日常生活を維持するために利用されるべきものであることや、短期入所サービス専用のベットに限りがあること等により、でき得る限り、認定有効期間のおおむね半数を超えない範囲で居宅サービス計画の作成に努めるものとする。

しかし、一律に短期入所サービスの利用を制限することは、個々の利用者の心身状況等を勘案した際には、困難な事例も想定される。

そこで、短期入所サービスの弾力的運用を図るため、特に必要と認められる場合において、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用する者の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2. 認定有効期間のおおむね半数を超える扱い

認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用する場合は、「認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービスの利用を必要とする理由書」（第1号様式。以下「理由書」という。）を提出し、利用承認を受けるものとする。

なお、本市では、一月を30日として計算する。

支給限度基準額を超えて利用者が全額負担した短期入所サービスの利用日数は含まないものとする。

また、支給限度基準額を超えて利用者が全額負担した短期入所サービスがある場合には、下記の算式により支給限度基準額内相当分を算出する。

$$\text{短期入所サービスの支給限度基準額内単位数} \div \text{短期入所サービスの総単位数} \\ \times \text{短期入所サービスの総利用日数（少数点以下切り捨て）}$$

3. 対象者

- (1) 利用者が認知症であること等により、同居している家族等の介護が困難な場合。
- (2) 同居している家族等が高齢、疾病であること等を理由として十分な介護ができない場合。

(3) その他やむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることができないと市長が認める場合。

#### 4. 対象者の利用承認申請

指定居宅介護支援事業者（介護支援専門員）は、市長に理由書を認定有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる月の前月末までに提出する。

なお、理由書には居宅サービス計画書標準様式第1表及び第2表を添付するものとする。

#### 5. 対象者の確認及び利用承認

市長は、対象者の確認及び利用承認を行い、利用承認者には「認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用承認通知書」を申請月の翌月に指定居宅介護支援事業者へ交付する。

なお、利用承認者のおおむね半数を超えて利用する短期入所サービスについては、その利用者の心身の状況等を十分勘案し、必要最小限に抑えることとする。

附 則

この要領は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。